

Web 広告運用及びクリエイティブ制作サービス個別規定

第1章 総則

(適用範囲)

- 第1条 本規約は、当社が提供する Web 広告運用サービス及び広告クリエイティブ制作サービス（以下、各々を「各サービス」といい、総称して「本サービス」という。）に適用されます。
- 2 各サービス固有の条項については、以下の各章の定めに従うものとします。

第2章 Web 広告運用サービス

(Web 広告運用サービス概要)

- 第2条 当社は、お客様に対し、Web 広告運用サービスとして、業務条件書等で別途対象として定める Web メディアにおける広告アカウントの管理、予算配分や入札単価の最適化、分析、および報告に関する業務を提供します。

(Web 広告運用サービスの運用)

- 第3条 当社は、Web 広告運用サービスにおいて、当社において最適と判断する方法によって広告を運用します。広告効果の拡大のため、お客様の事前の承諾を得ることなく、クリック単価及び対象サイトごとの予算配分等を隨時変更できるものとします。
- 2 Web 広告運用サービスの運用にあたり、お客様は、当社の求めに応じて以下の各号に定める協力をを行うものとします。お客様からの協力が不足又は遅延した場合、Web 広告運用サービスの提供内容に影響が及ぶ可能性があります。
- (1) 広告クリエイティブ（バナー画像、動画、広告文等）の提供、またはその内容に関する指示や確認
 - (2) 広告のリンク先となる Web サイトに関する情報提供
 - (3) 商品・サービスに関する正確な情報提供
 - (4) 効果測定に必要なタグ等の設置に関する協力
 - (5) その他、当社が Web 広告運用サービスの遂行に必要と判断した情報提供及び協力

(Web 広告運用サービスの契約期間及び解約)

- 第4条 Web 広告運用サービスの契約期間は、業務条件書に定めるサービス開始日から 6 カ月間とします。

- 2 当初契約期間終了後は、6ヶ月ごとの自動更新となり、契約が満了する月の1ヵ月前までにお客様から当社所定の方法で更新を停止する旨の通知がない限り、同一条件で更に6ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

(Web広告運用サービスのアカウント)

第5条 Web広告運用サービスの提供にあたり当社が新規に開設した広告アカウント（以下、「当社アカウント」という。）の所有権その他一切の権利は、当社に帰属します。当社は、Web広告運用サービスの契約終了後、当社アカウントに含まれる情報をお客様に開示又は移管する義務を負いません。

- 2 お客様が所有する広告アカウントをWeb広告運用サービスで利用する場合、お客様は、当社に対し、Web広告運用サービスの遂行に必要となる適切な権限を付与するものとします。この場合、当社は、Web広告運用サービスの契約終了後、当該アカウントへのアクセス権限を放棄するものとします。

(Web広告運用サービスの報告)

第6条 当社は、Web広告運用サービスについて、お客様に対し、業務条件書等で別途定める形式及び頻度に従い、運用結果に関する報告を行うものとします。

(Web広告運用サービスに関する著作権)

第7条 当社がWeb広告運用サービスの業務範囲内で作成した広告文、画像等のクリエイティブに関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、お客様に帰属します。

(無保証・免責)

第8条 当社によるWeb広告運用サービスの履行によって、Web広告が一定の成果（表示回数、クリック数、コンバージョン数等の一切の効果をいう。）を達成することを保証するものではありません。

- 2 SNS広告において、当社がお客様から提供された権限の範囲内で行った投稿または出稿については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、お客様または当該アカウントの信用・ブランドイメージの変化について、当社は一切の責任を負いません。
- 3 当社の故意または過失によりお客様に損害が生じた場合、当社が負う損害賠償責任の上限額は、当該損害が発生した月から遡って2ヶ月の間にお客様から当社が受領した手数料等の総額を上限とします。

第3章 広告クリエイティブ制作サービス

(広告クリエイティブ制作サービス概要)

- 第9条 当社は、お客様のために広告クリエイティブ制作サービスとして、主に見積書等の業務条件書で定める静止画又は動画(以下、「成果物」という。)の制作を行います。
- 2 テキスト広告の作成及び制作した成果物の広告媒体への入稿作業は、広告クリエイティブ制作サービスの範囲に含まれません。

(広告クリエイティブ制作サービスの業務条件書)

- 第10条 広告クリエイティブ制作サービスにおける成果物の仕様、制作本数、修正回数等の履行条件は、業務条件書に定めるとおりとします。業務条件書の内容は、お客様と当社との契約内容を構成するものとします。
- 2 Photoshop、Illustrator、After Effects 等の制作ソフトウェアの編集用データ(AI、PSD、AEP ファイル等)の提供は、業務条件書にその旨の定めがある場合に限り行われるものとします。

(原情報の正確性等)

- 第11条 お客様は、当社に提供するクリエイティブ制作のための原情報について、正確を期し、法令に違反するものでないことを確保する義務を負うものとします。

(広告クリエイティブ制作サービスに関する著作権)

- 第12条 広告クリエイティブ制作サービスにおける成果物のうち、当社がお客様のために新規に制作し、お客様に納品されたものの著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、当該成果物に係る料金全額の支払いが完了した時点で、当社からお客様に移転します。
- 2 前項の規定にかかわらず、お客様に採用されず、納品されなかった成果物に関する一切の権利は、当社に留保されます。
- 3 成果物の制作にあたり第三者が著作権を有する素材(ストックフォト、ストックビデオ等。以下「第三者素材」という。)を使用した場合、第三者素材の著作権は当社又は提供元の第三者に留保されます。お客様は、当該第三者素材を、納品された成果物の一部として利用する目的以外で、複製、頒布、改変、又は再使用許諾を行うことはできません。

(第三者素材の瑕疵)

- 第13条 制作物に画像素材やCMSツール等の第三者が作成したものが含まれる場合の瑕疵については、お客様は当該第三者に対してのみその責任を追及するものとし

ます。

(広告クリエイティブ制作サービスのデータ保管)

第14条 当社は、広告クリエイティブ制作サービスにおける成果物及びその制作に関連するデータを、納品完了から1年間に限り保管するものとし、期間経過後は当社の裁量で破棄できるものとします。

(広告クリエイティブ制作サービスの違約金)

第15条 広告クリエイティブ制作サービスにおいて、制作着手後にお客様の都合により契約を解約する場合には、お客様は当社に対し、違約金として、当該制作業務の業務条件書に定める代金額の全額を支払うものとします。

(商標に関する免責)

第16条 当社は制作物に記載した商品・サービスの名称であって、仮に当社が考案して記載したものについては、なんらかの形で商標（登録の有無を問いません）として法律上又は事実上使用可能であることは保証されません。

(無保証・免責)

第17条 お客様は、当社による広告クリエイティブ制作サービスの提供が、成果物を用いた広告の成果（クリック率、コンバージョン率、売上向上等の一切の効果をいう。）を保証するものではないことを、あらかじめ承諾するものとします。

2 広告クリエイティブ制作サービスに関して、当社がお客様に対して負う損害賠償責任は、当社の故意又は重過失による場合に限り、いかなる場合も、当該損害の原因となった業務に関してお客様から当社が受領した制作代金の総額を上限とします。

株式会社 PLAN-B マーケティングパートナーズ

制定日：2026年1月9日